

# シェアリングレター

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所  
 税理士  
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町  
 1-13 サンセットビル  
 TEL 06(6772)7770  
 FAX 06(6772)7740  
<http://www.share.gr.jp>

第35号

2007年10月

## 天刑から光を得て天啓とする

所長 林光行

「 - 深海に生きる魚族のように、  
 自らが燃えなければ何処にも光はない - 」

これは昭和14年に没した明石海人の歌集「白描」の序文にある句です。同書は空前のベストセラーとなったのですが、死後50年の間、海人の経歴は不明でした。それは、彼が「癩病」だったからです。

かつて癩病と呼ばれたハンセン病。殆ど感染しないために古くは遺伝と疑われ、知覚神経から侵され、怪我しても自覚せず傷を広げて四肢や顔面に欠損を生じ、失明することもあることなどから、「業病」「天刑病」と忌まれていました。

治療法の確立した現在と異なり、感染性と分かった当時、隔離、断種、墮胎が強制され、患者とその家族は過酷な差別にさらされ、家族は身内に患者がいることをひた隠し、患者も肉親への迷惑を恐れ、隔離された患者は肉親とも音信が途絶えてしまうのが普通でした。

海人は、教職を得、恋愛結婚し、二女に恵まれる幸福の只中、25歳に発病。職を辞し、次女の死も葬儀の後に知ります。31歳、隔離収容。暴動が

起こるような酷悪な収容状況の下、自殺未遂を経た後、短歌に没頭。35歳、病により失明。声も失った37歳の2月、「白描」を上梓。同年6月永眠。

以下、「白描」の序文です(括弧内林)。

「癩は天刑である。加はる筈(むち)の一つ一つに、  
 嗚咽し慟哭しあるひは呷吟しながら、私は苦患の  
 闇をかき搜って一縷の光を湯き求めた。」

- そして冒頭の句を記し、更に続けます -

「そう感じ得たのは病がすでに膏肓に入ってからであった。年齢三十を超えて短歌を学び、あらためて己れを見、人を見、山川草木を見るに及んで、己が棲む大地の如何に美しく、また厳しいかを身をもって感じ、積年の苦渋をその一首一首に放射して時には流涕(涙)し時には拊舞(小躍り)しながら、肉身に生きる己れを祝福した。人の世を脱(離)れて人の世を知り、骨肉(肉親)と離れて愛を信じ、明を失っては内にひらく青山白雲をも見た。癩はまた天啓でもあった。」

絶望の深淵を潜り抜け、漸くにして辿り得た海人の句は、真の言葉であると思います。

### ~ CONTENTS ~

交流 第29回 社団法人 大阪港振興協会 … 2	経営倶楽部
第58回「ブライダルチームが変わった！」… 4	
第59回「中国は本当に脅威か？」 …… 6	
改正減価償却制度 …………… 8	
ヘルメット相談会「消費税の課否判定」 …… 10	
労務管理&社会保険 ワンポイント・ナビNo.2 … 12	
第9回 KS経営研究会 …………… 13	
Qの会で知ったこと	
フィンランド「学力世界一」の秘密 …………… 14	
地球温暖化の誤解 …………… 16	
2007年 秋の交流会 …………… 17	
読者の皆様からのお便り …………… 18	
ANAセミナーの感想とご案内 …………… 19	

### 10月 - 3月の税務

10月10日	9月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
31日	8月決算法人の確定申告期限
11月30日	9月決算法人の確定申告期限
1月4日	10月決算法人の確定申告期限
1月10日	12月分及び年2回払の源泉所得税の納付
1月21日	納期及び納期限特例の源泉所得税の納付
1月31日	11月決算法人の確定申告期限 支払調書・合計書の提出(税務署) 給与支払報告書の提出(各市町村) 償却資産税の申告(各市町村)
2月29日	12月決算法人の確定申告期限
3月17日	H19年分所得税、贈与税の確定申告期限
3月31日	1月決算法人の確定申告期限

# 交流 第29回 社団法人 大阪港振興協会



久下様 江川様

\*\*\*\*\*  
今回の交流は、WTC(ワールドトレードセンター)にあります社団法人大阪港振興協会様(以下「振興協会」と記載させて頂きます)を訪問させていただきました。振興協会は、昭和22年7月に大阪港の復興と発展のため設立されました。設立当初の状況などを総務課長江川忠利様にお話をうかがいました。なお、林事務所の交流会では、振興協会の皆様のご協力で陶芸と大阪港の見学を行うことができました(17頁参照)。(税理士 古田 茂己)  
\*\*\*\*\*

## 大阪港振興協会の設立時の状況など

振興協会の設立の経緯についてお聞かせください。

「大阪市章が昔の航路標識『みおつくし』であるように、大阪は港とともに繁栄してきました。太平洋戦争直後の大阪港は戦災によって荒廃しきってしまい、再建できないのではないかと思われたぐらいでした。

『大阪の復興は港から』の信念に基づいて十ヵ年大阪港復興計画を大阪市は立案しました。その内容は、当時の日本を支配していた連合軍(G. H. Q.)の高官が、冷やかに『アンビシャスプラン!』と肩をそびやかしたくらい画期的で壮大な計画だったそうです。その復興計画を進め、さらに大阪港振興に関する様々な対策を実現するために、振興協会が設立されたんです。」

## 大阪港再開のために必要だったものは

大阪港再開の最初の問題は何だったのですか？

「最初にぶつかった問題は、敷設された機雷の掃海でした。機雷の掃海が徐々に進み、昭和23年8月にはなんとか外国籍の船の入港を迎えることができました。この時の大阪港関係者の喜びはひとしおで、振興協会主催の盛大な歓迎レセプションを行いました。なお、大阪湾全体の掃海が完了したのは昭和33年3月のことでした。」そんなときまで、戦後を引きずっていたかと思うと感慨深いものがあります。

## 交通の不便な大阪港では？

大阪港の復興の次にどんな問題がありましたか？

「昭和30年頃、大阪環状線は天王寺～西九条間の線路がなくて環状線になっていませんでした。もちろん、現在の地下鉄中央線もありませんでしたので、大阪港

から都心まで1時間はかかりました。神戸・横浜は、港と都心が直結しているのに対して、大阪港は交通の便が悪いので、このままでは大阪港の発展は望めないという意識が強くなりました。

運輸大臣などに要請文書を提出し、昭和35年末にようやく環状線が完成しました。振興協会は事務局として環状線完成まで舞台裏を支えていたんです。また、大阪港関係者の悲願だった地下鉄の建設は、要望書を大阪市長、大阪市交通局長などに提出し、粘り強く交渉した結果、当時の大阪市長から「目先の利益にとらわれることなく港と都心を直結する鉄道が必要」という回答を頂いて、昭和36年12月に大阪港～弁天町間が開通しました。これで大阪港と都心は20分以内で結ばれるようになりました。」

## コンテナ輸送の幕開け

南港にはコンテナ埠頭がたくさんありますが、このことでご苦労されたことがありますか。

「昭和40年に入ってコンテナ船による海上輸送が始まり、南港にコンテナ埠頭が建設されました。ただ、南港と既存の大阪港の港湾地帯とを結ぶ道路がありませんでしたので、南港は陸の孤島で、外航コンテナ船の誘致が困難になると思いました。道路の建設にあたり、橋梁にするかトンネルにするかという問題が振興協会に持ち込まれ、技術面を検討した結果、『橋梁案の方に賛成』と表明しました。それを受けて阪神道路公団等が橋梁でおこなうと決定して、現在の『港大橋』が建設されたんです。強風の中、港大橋の中央吊橋部分の一括吊り上げに、約3時間以上かけて成功したときは大変感動したと聞いています。」

### 初めてのポートセールス活動

港大橋が開通して南港コンテナ埠頭は順調に稼働したのですか？

「いや、オーストラリア航路はできてたんですが、他のコンテナ船の誘致は順調ではなかったんです。大阪港が欧州等の海運同盟からコンテナポートとして認められていないことが大きな原因でした。そこで振興協会が、世界の海運同盟に対して大阪港をコンテナポートに指定するよう、在阪経済団体と協力して運動を展開したのが、ポートセールスの始まりです。昭和46年に市港湾局と振興協会の主催で欧州各地で大阪港のPR活動を展開したことが実り、同年11月に欧州海運同盟から大阪港がコンテナポートとして認められ、コンテナ船の定期寄港が開始されました。ポートセールス活動の重要性を痛感させられましたね。」

### 市民に親しまれる港づくり

大阪港には、海遊館をはじめATC、WTC、USJなど楽しい施設が沢山ありますが……。

「市民の方々に大阪港へ来ていただくことが目的です。市民に親しまれる港をめざし、文化・交流・レクリエーション空間として整備し、大人から子供まで楽しめる場所をつくって来ました。振興協会でも舞洲陶芸館・帆船「あこがれ」・大阪市広報船『夢咲』による大阪港見学などの事業を行っています。」

ここで大阪港の姉妹港から贈呈された盾などの展示スペースを見せて頂きました。展示スペースはWTCの45階にあってそこからの眺めは最高でした。

でも、穴場は同じ階にある海が見えるトイレです。そこからの眺めは本当におすすすめです。

#### 《帆船「あこがれ」》 写真の帆船です。→

続いて、帆船「あこがれ」の船内を見せていただきました。「あこがれ」は、一般市民に帆船による航海体験を通じて、海・自然に触れ合うことを目的に、平成5年に竣工されました。日本の自治体で帆船を所有しているのは大阪市だけです。遠洋航海できる帆船としては、日本では「日本丸」「海王丸」と、この「あこがれ」の3隻だそうです。平成12年に「あこがれ」は日本の帆船として初めて世界一周航海を達成しました。運航チーム長の久下様が案内してくださいました。

まずは『ブリッジ』

『「あこがれ」の頭脳ともいうべきところで航海に必要な計器・通信機器・エンジン操作盤などがあります。計算上では船体が70度に傾いても元に戻るよう設計されていると伺ったときは、すごい！と感じました。

次は『メスルーム』

「食事やミーティングのとき使われる部屋です。この部屋には揺れる船内での生活に欠かせない工夫、例えばテーブルが動かない、食器類が落ちない、本棚から本が落ちないように細やかな気遣いがされていました。

最後は『会議室』です。

「乗務員のミーティングや寄港地でお客様をもてなすときに使用される部屋です」。この部屋の木目の壁には、これまで寄港した港や海外の帆船から贈られた記念の盾がびっしりと飾られていました。それら記念の盾一つ一つを大事そうに触れながら、懐かしそうに思い出を語って頂いた久下様のお顔が、とても印象的でした。

実は、独身のとき「あこがれ」のセイル・トレーニングに参加したことがあります。メインマストに「怖〜い！」と思いながら登ったことを思い出しました。あのころは、若かったなあ……。

～感想～

江川様のお話をお聞きして、振興協会様を始め、多くの人の60年間の努力によって現在の大阪港があるのだと思うと大阪人のど根性を垣間見た感じで感動しました。個人的には、楽しい大阪港を目指していただきたいと思います。

江川様及び久下様、長時間のインタビューありがとうございました。



社団法人大阪港振興協会 <http://www.oppa.or.jp/>  
大阪市住之江区南港北1-14-16 WTC45階  
TEL: 06-6615-7600

# 経営倶楽部

## 第58回 経営倶楽部

平成19年4月21日

～奈良ロイヤルホテルの経営改善技法活用例～

### 「ブライダルチームが変わった！受注倍増への路」

講師：奈良ロイヤルホテル婚礼部の皆様&中小企業診断士・前田有太可



今回の経営倶楽部の前半は、中小企業診断士の前田が経営改善技法の一つである「特性要因図」を取り上げて、講義とグループワークをさせて頂きました。そして後半には、前号の「交流」で取材させて頂いた奈良ロイヤルホテルからブライダルチームの皆様をお招きし「特性要因図」の実践例を発表して頂きました。（青木和巳）

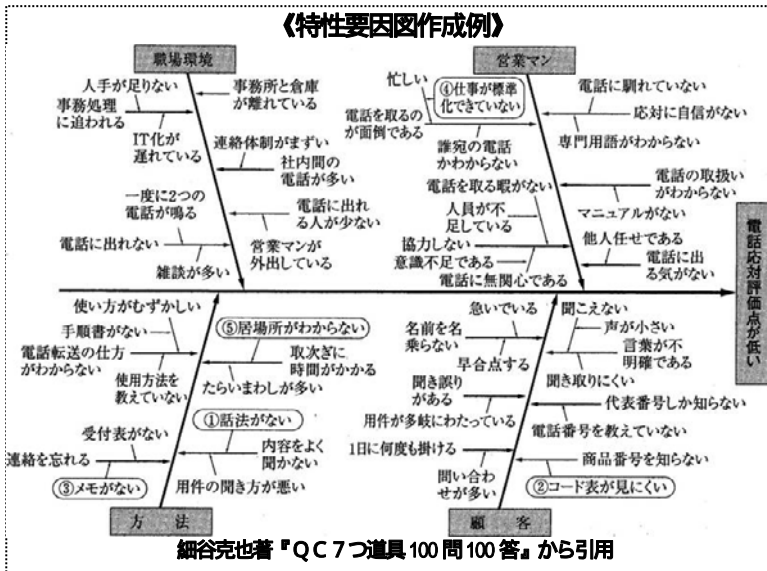
## 魚の骨とは？

- ＜QCの7つ道具＞  
 (1) 特性要因図 (2) チェックリスト  
 (3) グラフ (4) ヒストグラム (5) 散布図  
 (6) パレート図 (7) 層別

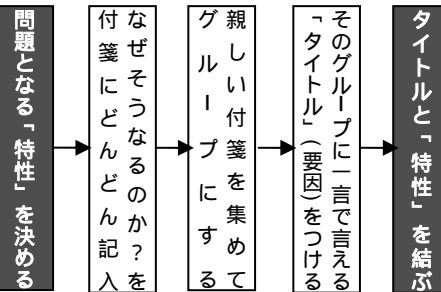
「上表のQC手法の中から、今日は「特性要因図」を学んで頂きます。特性要因図は、形が魚の骨に似ていることから「魚の骨 (Fishbone Diagram)」とも言われています。実務ですぐに使える経営改善技法で、問題となる特性（結果）と、それに影響を及ぼしている要因を、魚の骨の様に整理し体系的に纏めていくものです(下図参照)」と、前田の講義が始まりました。

ワークは下図のような手順で行われました。各グループでは熱い議論が交わされ、最後にその成果を発表して頂きました。「この問題の真の原因を極めた！」というグループもあったようです。

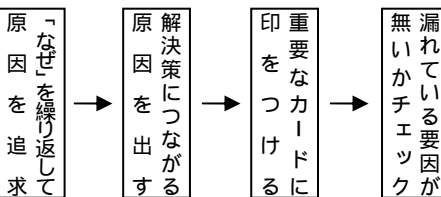
魚の骨について「自分達が今抱えている問題点をどのように考えれば良いか、わかった」「魚の骨の完成図は見たことがありましたが、実際にやってみてプロセスが以前よりもわかるようになりました」「一度試みた「魚の骨」でしたが、講師のご説明と身近な例を使った楽しい実践で改めて勉強させて頂きました」という声がありました。



### 魚の骨が出来上がるまで



### 魚の骨が完成したら



## 魚の骨を体験する！

ここで前田は「家の中が汚い」「人の名前をすぐ忘れる」「ダイエットできない」「異性にもてない」と4つの解決したいテーマを上げました。まるで講師自身の問題解決のためのよう...と私は笑ってしまいましたが、参加者はそのテーマに共感しつつそれぞれに分かれて、グループワークが始まりました。

## ブライダルチームの発表へ

続いて、奈良ロイヤルホテルのブライダルチームの発表です。同ホテルは平成13年9月、所属していたシャロングループが会社更生法を申請し、平成17年10月に従業員による運営会社を設立し(シェアリングレター34号「交流」参照) 自主再建途上でいらっしやいます。

## 夢のない結婚式！？

「全盛期に年540件あった婚礼は平成16年には81件まで落ち込んでいました。当時会社の命令でブライダル部門に配属されましたが、一度倒産したホテルで夢のある結婚式など語れるワケもなく、与えられた仕事をこなすだけの日々で自分達から提案することや改善したりすることは皆無でした。」と、当時を振り返るスタッフ。他部署が再建に向けて業績を上げていくのを感じながら、「ブライダルを元気にしたい！」という強い気持ちとは裏腹に何をしても来館数が伸びず、追い詰められた状況だったそうです。

## 魚の頭は『新規来館獲得』に決定

そんな中、改善策の一つとして「魚の骨」を、林光行を通して山下常務から提案され、これをきっかけに「これが最初で最後だと思って、もう一度ははじめから見直そう！」と、スタッフ一同試行錯誤の日々が始まったそうです。「そこでまずは、お客様に足を運んでもらいたい！という思いが一番だったので魚の頭は『新規来館獲得』に決定しました。」



## ハード面と広告・宣伝、魚は二匹に

改めて今までのブライダルの問題点を見ていくと、「古いままで写真すらないパンフレット」「文字ばかりで楽しさの感じられないホームページ」「婚礼の知識が拙いスタッフの接客トーク」など、ホントに夢のないものだったそうです。そこで「自分達が目指すブライダルを頭に描きながら自由に思いつく限り付箋に書き出し、100以上はあった付箋を〔ハード面〕と〔広告・宣伝〕の二匹の魚に分類する作業をしました。」

## 夢の実現に向けて

当時スタッフの数が少なく、日々の宴会予約業務も兼任しているため、全員で話し合う時間もない状態。そこで各々家でも考え、休みを返上したり業務終了後の遅い時間に集まったり、業務中でも思いつくと付箋に書き出しては貼って...と、寝ても覚めても魚の骨という毎日が続いたようです。

2カ月に及ぶ作業がようやく形になる頃、集客方法やセールス方法など次々と改善点が浮かび上がりました。「ホームページとパンフレットを新しくする」「ブライダルサロンの改装」「結婚情報誌への掲載」等。そしてブライダルの向かうべき方向が具体的に明確になり、スタッフ全員の団結力が一層強くなったそうです。「魚の骨」を社内の会議で発表、見事予算を獲得し実施できることになりました。

## 受注が倍増した！その背景には

「そんなことして本当に売上に繋がるのか？」という当初の他部署の反応や、何よりも一番苦しい資金面での問題を抱えたスタッフ。その厳しい風に向かって盾となって、ともしればくじけそうになるメンバーを励まし応援してくれた幹部と、ブライダルに対して熱い情熱を持つ信頼できる上司の支えもあり、結果なんと！受注が前年比で倍増したそうです。

## 感動を呼んだブライダルチーム

魚の骨の二匹の図には、たくさんのディスカッションと試行錯誤した過程が感じられ、しかも具体的に自由な発想が改善点につながっていったのが一目瞭然でした。その完成度の高さが、受注倍増につながったことに私は感動しました。そして一番ハッとさせられたのはスタッフの次の言葉でした。「本気で接し、応援し、信頼してくれる人がいることで、その気持ちに応えようと無条件で頑張れる。理屈ではない、自分達でも驚くほどの力が出るんです。」参加者の方からも「モチベーションとは人とのつながりであることを改めて感じました」等の感想を頂戴しました。

ご参加頂いた方の感想は当事務所のホームページでご覧になれます。

林光行事務所 [検索](#)

# 経営倶楽部

## 第59回 経営倶楽部 「中国は本当に脅威か？」

平成19年7月14日

～現代中国の光と影を見極めよう～

講師: (社)全日本不動産協会総本部顧問 不動産鑑定士 塩見 宙<sup>ひよし</sup> 先生



今、何かと話題の“中国”。世界から注目を浴びるこの国は日本にとってどんな存在なんでしょうか？ 今回は、専門外の分野テーマを塩見先生が思いっきり“塩見節”で話してくださいました。(〇) 面白かった～！

(Guiding Light 林 加津子)



### ☆☆えらいことだっせえ☆☆

まずは「中国の光」。現在、21世紀の超大国になると言われているのはBRICs(ブリックス)、つまりブラジル・ロシア・インド・中国の4ヶ国。更に、2050年時の世界超大国はゴールドマン・サックス社によると、CAINだということです。中国・アメリカ・インド、そして日本(JapanのJじゃないんだ…)の4ヶ国。これだと中国は将来確実に成長し世界をリードしそうな勢いですが、でも光には必ず影がくっついてくるよう。その「中国の影」が“21世紀の三重苦”。

### ☆☆ほんまでっせえ その1 資源枯渇☆☆

まず、食糧については、輸出国であった中国が、2004年から純輸入国へ転落してしまったという事実。また、産油国であったにも関わらず、1993年からは石油も輸入に頼っているのが現状です。

- ① 資源枯渇
- ② 地球温暖化
- ③ 人心荒廃(中国人民がキしたらテロどころではないと…)



### ☆☆ほんまでっせえ その2 地球温暖化☆☆

そして深刻なのが、水不足。1950年から予備調査が始まり未だ建設中の三峡ダム。瀬戸内海より広く、土砂が多いうえ、下水の垂れ流しである長江の流れを止めるため、世界最大の肥溜めだとか。現に1964年には45億匹も生息していた魚が、2005年には5000万匹にまで減少してしまいました。莫大な国家予算で建設中、でも100年ももたないのだとか…。

また、毎年日本に飛んでくる黄砂。今年もひどかったですよねえ。実はこれ、1990年代に中国の国土のうち毎年24万ha.(神奈川県位)が砂漠化し、21世紀に

入ってからは毎年30万ha.(富山県位)が砂漠化していることに関係しているのです。偏西風に乗ってやってくる黄砂。中国の砂漠化が止まらない限り日本の黄砂も深刻化していくのです。

更に大気汚染。先日の新聞でも「世界で最悪」と報じられていました。北京では光化学スモッグもたびたび発生しています。汚染された大気は当然のごとく偏西風に乗ってやってくるので、日本も28都府県で影響を受け、光化学スモッグ注意報が発令されました。

### ☆☆ほんまでっせえ その3 人心荒廃☆☆

昔は国の所有だった中国の農地。今では郷鎮制度(郷は村、鎮は町を意味)となりましたが、この農地を買収する際、汚職が繰り返されているのが事実です。江沢民の時代から貧富の格差は広がり、農村や都市部では暴動にまで発展。現在、中国で100万ドル以上持っている資産家は中国共産党関係者だとか。そんな中、地方の農村から北京へ出稼ぎに来ている民工には給与が支払われず、困った民工がビルから飛び降りるという悲しい事件も発生。五輪開催中は民工を出身地へ帰すとまで言っているのが今の中国政府なのです。

さて、1989年6月4日に天安門事件がありました。このデモの中心となったのは中国でも一流大学の学生や教授たち。民主化を要求してのこのデモ、最終的に鎮圧したのは、学生や教授たちが味方だと思っていた人民解放軍。ここで、一部の人民は人民解放軍は人民を守る軍ではなく、共産党を守る軍だと知ることになるのです。今でも、天安門事件は中国国内ではタブーで、中国人民のほとんどがその事実を知らされないまま生活しています。

実は今年の6月、私(加津子)は天安門広場にいました。そして優雅に風になびく中国国旗の5つの星の意味をガイドさんに聞きました。「一番大きい星が共

産党で、小さい4つの星が人民。」大きく変わろうとしている今の中国にはちょっと合わないような、時代が遅れているような気さえしました。



そんな中国の汚職と権力闘争は日常茶飯事。胡錦濤が汚職の責任を取らせるために上海市長を解任したことも表向きの事情で、裏事情は引退後も上海に力を注ぐ江沢民を抑えるためだったり、湖北省武漢市の博物館では、国家公務員である博物館職員が展示物を勝手に売って私腹を肥やしてるとのことです。

☆☆まじでっせえ 中国の対日戦略☆☆

中国は国民の不満を外へ向けるため、反日教育に力を注いでいます。江沢民時代に設置された200の愛国教育センターは極端な反日教育を行う場で、胡錦濤時代には更に66ヶ所増えました。また、2005年に東シナ海航行禁止を発表した中国が尖閣諸島を突然自国の領土だと主張したのは、まさに石油を狙ったこと。そんな中国に2006年6月小泉首相が円借款凍結解除を行ったのです。

☆こうなんでっせえ 中国と北朝鮮の関係☆

平成17年、胡錦濤が訪朝。実はこれ北朝鮮の後継者を指名するためだったのです。指名されたのは第4夫人との間に生まれた金正哲（キム・ジョン Chol）。中国はここまで深く北朝鮮に関わっているのです。北朝鮮のミサイル発射には何も言わなかった中国ですが、核実験は別でした。北朝鮮の物資・食糧の8割を賄っている中国は北朝鮮の羅津港を手に入れ、開発を進めています。金正日は生き残るために自国の国土・資源を切り売りしているのです。中国なくして成り立たない北朝鮮。その核実験は中国のメンツをつぶすものでした。アメリカによる現在のテロ国家指定国は、イラン・スーダン・シリア・キューバ・北朝鮮の5ヶ国。核実験をしない見返りとして6ヶ国協議での北朝鮮への提案は①テロ国家の解除 ②金融制裁解除 ③重油の提供でした。

☆☆大変でっせえ これからの中国☆☆

いよいよ北京五輪に向けてカウントダウンも始まった中国。様々な問題を抱えつつ国家の威信をかけて成

功させようとしています。新聞でも中国の北京五輪に対する熱意とそこに抱える問題を大きく取り上げています。そんな中で中国は着々と軍備の拡張を急いでいるとか。すでに殲（せん）10 という F16 に匹敵する戦闘機を開発。2006年3月の台湾総統選挙を理由に軍備を増強して実はアメリカを狙うつもりだとか…。今年1月、北朝鮮に兵器となる武器や弾薬、その原材料を提供しないように訴えるため欧州を訪問していた安倍首相。そんな中、同月11日には中国がミサイルで人工衛星を打ち落とすことに成功。ミサイルは対アメリカではなく対日本向けではないかとの疑念も。

☆中国は本当に脅威か？ 考えてみる☆

これに対しアメリカ、そして日本は、以下のように軍備の増強を図っているから大丈夫とおっしゃいます。

- \*アメリカ・・・F16 を超える F18E 戦闘機を原子力空母に乗せ、6割の潜水艦を太平洋やグアムに配備。
- \*日本・・・イージス艦&88艦隊。
- \*日本とアメリカが総合戦略体制を強化する。
- \*SM3（スタンダード・ミサイル、迎撃確率96%）配備済み。
- \*PAC3（パトリオット・ミサイル、射程距離30万Km）⇒入間（埼玉県）・岐阜・春日（福岡県）に既に配備済み。更に<sup>あいはらの</sup>饗庭野（滋賀県）と白山（三重県）配備に予算計上がされている。☞PAC3が最後の砦やねん。

先生曰く、『防衛省は、国防省にすべき』『一発5億円の



PAC3を20発持つ。国会議員が200人辞めたら浮いた歳費で持てる。彼等、何もせんでも辞めるだけで国の役に立ちますねん』この発言に一同大笑い。（「マ」）。

現実問題として“防衛”のためにこのような政策が必要なのでしょうか？もう少し違う視点から見た時、日本が向かう方向は別にあるような気がするのです。  
先生の講演は奥のふか〜い問題を真剣に考え、「日本は古来からの知恵を今使うとき」と日本人のすばらしさを私に再認識する機会を投げかけてくれるものでした。今、日本は、平和で真に豊かな世界を創り出すために、第3の道を選ぶときではないでしょうか。（林 加津子）

この原稿の最終校正直前に偶然見つけた「古代日本のルーツ 長江文明の謎」（安田喜憲著 青春出版社）はオススメです！

# 改正減価償却制度

平成19年度税制改正では、企業の設備投資を促進し、国際競争力を高めるため、「減価償却制度」の大幅な見直しが40年ぶりに行われました。以下、概略をご説明させていただきます。(林 竜弘)

## (1) 100%の償却が可能になりました!

従前の減価償却費の計算方法では、減価償却資産の耐用年数経過時点において、その取得価額の10%相当額の値打ちが残っていることを前提にしていました。しかし、このような前提は現実的でなく、海外では残存価額をゼロとしていることと足並みをそろえて、残存価額はゼロとされました。また従前の減価償却は、取得価額の9.5%相当額までしか認められていませんでしたが、残存価値がゼロとされたことに伴い、備忘価額1円を残して取得価額の全額を減価償却できるようになりました。(法令48条の2、61条、所令120の2)

## (2) 適用は平成19年4月1日からです!

適用対象は、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産です。なお、取得が平成19年3月31日以前であっても、事業供用が平成19年4月1日以後であれば、新しい減価償却制度が適用されます。(改正法令附則11条、所令附則12条)

## (3) 償却率が大幅に見直されました!

下表は、改正後の償却率(「耐用年数省令」別表第十から抜粋したもの)です。定率法の償却率には、新たに改訂償却率と保証率が定められています。

ちょっと目玉なのは、耐用年数が2年のものに定率法を採用すると償却率は1.000なので、いきなり1年目に全額の償却が可能な点です。

改正後の償却率・改定償却率・保証率(別表第十抜粋)

耐用年数	平成19年4月1日以後取得			
	定額法償却率	定率法償却率		
		償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	1.000	-	-
3	0.334	0.833	1.000	0.02789
4	0.250	0.625	1.000	0.05274
5	0.200	0.500	1.000	0.06249
6	0.167	0.417	0.500	0.05776
7	0.143	0.357	0.500	0.05496
8	0.125	0.313	0.334	0.05111
9	0.112	0.278	0.334	0.04731
10	0.100	0.250	0.334	0.04448

## (4) 新たな定額法の計算のしかた

新たな定額法による償却限度額の計算式は次のとおりです。残存価額を考慮しなくてもよくなりました。

$$\text{償却限度額} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率}$$

(期中取得の場合は、月割りで計算)

【設例】取得価額100万円、耐用年数10年、期首取得

期	償却費の計算	償却残高
1	1,000,000円×0.100 = 100,000円	900,000円
2	1,000,000円×0.100 = 100,000円	800,000円
9	1,000,000円×0.100 = 100,000円	100,000円
10	100,000円 - 1円 = 99,999円	1円

## (5) 新たな定率法の計算のしかた

新たな定率法による償却限度額の計算式は次のとおりです。保証額の計算など少々複雑になっています。

- 調整前償却額 ≥ 償却保証額 のとき  

$$\text{償却限度額} = \text{取得価額} \times \text{定率法の償却率}$$
 (期中取得の場合は、月割りで計算)
- 調整前償却額 < 償却保証額 のとき  

$$\text{償却限度額} = \text{改訂取得価額} \times \text{改訂償却率}$$
 ※ 償却保証額 = 取得価額 × 保証率

(新)定率法では、普通に計算した償却額(「調整前償却額」といいます)が償却保証額を上回っているうちは普通に償却率を乗じて償却費を計算するのですが、保証額を下回るようになった時点からは、その期の期首帳簿価額(「改訂取得価額」といいます)に改訂償却率を乗じて計算した償却費を每期計上していきます。

【設例】取得価額100万円、耐用年数10年、期首取得

期	償却費の計算	償却残高
1	1,000,000円×0.250 = 250,000円	750,000円
2	750,000円×0.250 = 187,500円	562,500円
7	177,980円×0.250 = 44,495円	133,485円
8	① 133,485円×0.250 = 33,371円 ② 1,000,000円×0.04448 = 44,480円 ⇒ ① < ② ∴ 改訂償却率0.334を採用 133,485円×0.334 = 44,583円	88,902円
9	44,583円	44,319円
10	44,319円 - 1円 = 44,318円	1円



（ 6 ）改正前取得分の残存簿価は5年で償却

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については引き続き従来どおりの減価償却を行います。

ただし、そのままでは取得価額の5%相当額が帳簿価額として残ったままになってしまいますので、取得価額の5%相当額に到達した場合には、その事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却することができるようになりました。

なお、この均等償却を開始できるのは平成19年4月1日以後開始する事業年度からです。(法令61条2項)個人は平成20年分からの適用です。(所令134条2項)

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} \times 5\% - 1\text{円})$$

$$\times \text{事業年度の月数} / 60$$

（ 7 ）償却方法の選定と経過措置

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法については、構築物、機械及び装置等といった資産の種類ごとに、新たな償却方法の中から選定を行うことが原則です。しかし、改めて選定の届出をするのは面倒です。特に何も手続きしなければ、そのまま従前の区分に応じた償却方法を引き継いで、それぞれ適用されるように整備されています。

例えば、車両運搬具について従前の償却方法として定率法を選定していた場合には、平成19年4月1日以後に取得した車両運搬具については(新)定率法が適用されることとなります。(法令53条、所令123条)

もしも償却方法を変更したい場合には、本来は事前の承認申請が必要なのですが、経過措置として、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに変更届けを提出すれば、その事業年度から変更が認められます。(法令52条、所令124条、改正法令附則11条3項、所令附則12条3項)

（ 8 ）資本的支出は、個別計算も可、合算も可！

資本的支出とは、固定資産の修理や改良等のために支出した金額のうち、その使用可能期間を延長させたり、その価額を増加させたりするものをいいます。

平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、原則として、その支出の対象となった減価償却資産と種類および耐用年数を同じくする1つの減価償却資産を新たに取得したものとされ、既存の減価償却資産本体とは別個に減価償却を行うこととなります。

ただし、特例として、平成19年3月31日以前に

取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、既存の減価償却資産に合算して減価償却を行うことが認められています。この場合の償却方法は、既存の減価償却資産に適用されている償却方法を適用することになります。(法令55条、所令127条)

（ 9 ）過剰な償却費の計上が利益を圧迫！？

減価償却は、その資産が使用できる期間にわたってその取得価額を少しずつ経費にしていく手続きです。減価償却資産は、その使用期間にわたって収益の獲得に貢献するため、その期間に見合うように経費に計上していきことで正しい経営状況の把握を可能にします。

仮に、取得価額500万円、耐用年数4年の資産を前提に、減価償却をする場合と、しない場合とで簡単な例を使って比較してみると以下ようになります。

① 一度に経費に計上した場合(制度上は認められていません)

	1年目	2年目	3年目	4年目
売上	1000	1000	1000	1000
仕入・諸経費	700	700	700	700
取得費	500	-	-	-
税引き前利益	△200	300	300	300
法人税等(40%)	-	40	120	120
税引き後利益	△200	260	180	180

② 定額法で償却費を計上した場合

	1年目	2年目	3年目	4年目
売上	1000	1000	1000	1000
仕入・諸経費	700	700	700	700
減価償却費	125	125	125	125
税引き前利益	175	175	175	175
法人税等(40%)	70	70	70	70
税引き後利益	105	105	105	105

ご覧のように、一度に経費処理した場合、毎年の売上が同じでも利益は大きく変動してしまっています。経営状況を把握するには定期的に減価償却を実施している方がわかりやすいですね。しかし、今回の改正では、定率法の償却率の見直しを受けて、とりわけ耐用年数5年くらいまでの償却率について、早い時期から取得価額の大部分を償却できるようになっています。そのため会計上の利益に与える影響も大きくなる可能性があります。参考までに、上記の計算例を(新)定率法で計算すると以下のようになります。今後は、税法上の償却限度額いっぱいまで償却するだけでなく、計画的に償却を実施することも必要になりそうです。

定率法で計算	1年目	2年目	3年目	4年目
売上	1000	1000	1000	1000
仕入・諸経費	700	700	700	700
減価償却費	312	117	44	27
税引き前利益	△12	183	256	273
法人税等(40%)	-	68	102	109
税引き後利益	△12	115	154	164

# ヘルメット相談会

工事現場でヘルメットをかぶった人達が相談し合っているイメージで、現場のスキルアップを図るため実施しているアシスタの自主勉強会です



平成19年度のヘルメット相談会で扱うテーマは『減価償却制度の改正』、『従業員が出産した場合の社会保険手続』、『消費税の課否判定』、『特殊支配同族会社の役員給与』、『分割法人の法人事業税申告書作成』に決まりました。その中から、9月に勉強会を行いました『消費税の課否判定』について、一部を抜粋して御報告させていただきます。講師を務めてくれたのは消費税実務のベテラン！チコちゃん（河崎千恵子）です。課税区分についてクイズを交えながら和気あいあいと勉強会を行いました！

（清水龍二）

## 消費税の課否判定！

消費税は課税されるものと、課税されないものに分かれます。実務でも「これはどの課税区分なんだろう？」と迷うこともしばしば！以前のヘルメット相談会（シェアリングレター30号参照）に引き続き、消費税の課否判定についてより詳しく勉強してみようということになりました！

### 消費税がかかる取引

「国内の消費」に着目するという消費税の考え方から、消費税は国内において「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」並びに「輸入取引」を課税の対象としています。次の4要件をすべて満たす取引が国内取引での課税対象となります。また、輸入については、輸入の時点で消費税が課されます。

#### 国内取引の課税対象となる4要件

- ① 国内において行うものであること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行うものであること
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供であること

### 消費税がかからない取引

消費税は、国内の「消費」に対して課税されるものですので、輸出入取引(国内で消費されない)や土地の売買など「消費」には当たらないものには課税されません。また、政策目的から課税されないものもあります。

それらの消費税がかからない取引は、次の三つに分類されます。

- (1) 不課税取引（課税対象外取引）
- (2) 非課税取引
- (3) 免税取引（0%課税取引）

(1)「不課税取引」とは、国内取引のうち事業として行

われるものではない取引、事業者が行う取引で資産の譲渡等以外の取引、国外取引などが該当します。「課税対象外取引」ともいいます。

#### (不課税取引の例示)

- \* 給与・賃金
- \* 寄附金、祝金、見舞金、補助金等
- \* 無償による試供品や見本品の提供
- \* 保険金・共済金
- \* 株式の配当金・出資分配金
- \* 家庭で使用している家具(非事業用資産)の売却等

(2)「非課税取引」とは、消費に負担を求めるとしての性格からみて、課税対象とすることになじまないものや、社会政策的観点から課税することが適当でないものについて非課税取引として、消費税を課税しない取引のことをいいます。非課税取引は、法律で定められたものだけに限定されています。

#### 税の性格上非課税となるもの

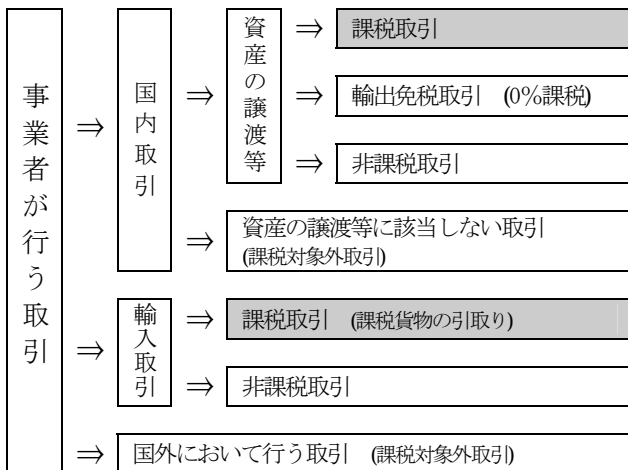
- ① 土地の譲渡、貸付等
- ② 有価証券等の譲渡
- ③ 支払手段の譲渡
- ④ 利子、保証料、保険料等
- ⑤ 郵便切手、印紙、証紙等の譲渡
- ⑥ 商品券、プリペイドカード等の譲渡
- ⑦ 住民票、戸籍抄本等の行政事務手数料
- ⑧ 国際郵便為替、外国為替等

#### 特別の社会的政策配慮により非課税となるもの

- ① 社会保険医療等
- ② 一定の介護保険サービス等
- ③ 社会福祉事業等
- ④ お産費用等
- ⑤ 埋葬料・火葬料
- ⑥ 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付等
- ⑦ 一定の学校の授業料、入学金等
- ⑧ 教科用図書の譲渡
- ⑨ 住宅の家賃

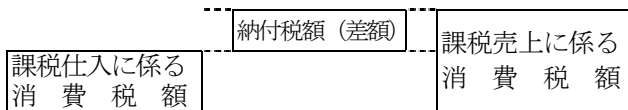
(3)「免税取引」とは、事業者（免税事業者を除く）が輸出取引として行う課税資産の譲渡等のことをいいます。このような取引には消費税が課税されず免除

されるため「0%課税取引」ともいいます。以上を整理すると、次のようになります。



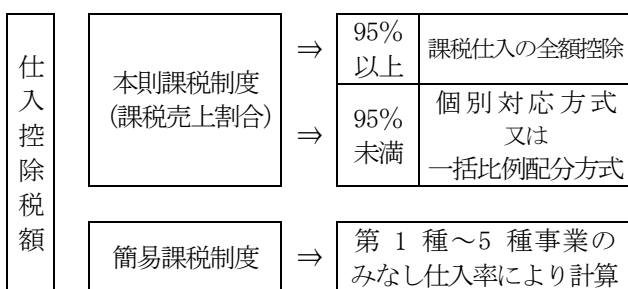
### 納付税額額の計算

消費税の納付税額は、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を差し引いて計算するのが原則的な方法です。しかし、課税期間において非課税売上の割合が多くなるとときには、課税仕入に係る消費税額の全てが控除できるわけではありません。



### 仕入控除税額額の計算

課税売上に係る消費税額から控除する、課税仕入等に係る消費税額 (以下「仕入控除税額」といいます。) の計算方法は、その課税期間中の課税売上割合が 95%以上であるか 95%未満であるかによって異なります。95%以上の場合には課税仕入れの全額を控除できますが、95%未満の場合には、課税仕入れの全額を控除することはできず、課税売上に対応する部分のみが控除されます。簡易課税適用者の場合は、みなし仕入率によって「仕入控除税額」を計算します。以上を整理すると、次のようになります。



### 課税売上割合

「仕入控除税額」を計算するために、課税売上割合を求めます。課税売上割合とは、その課税期間中の総売上高に占める課税売上高の割合をいいます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{(\text{課税売上高} + \text{免税売上高})}{(\text{課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高})}$$

総売上高には非課税売上高を含みますが、不課税取引 (課税対象外取引) は含めません。なお、売上値引戻り高は上記の分子・分母から差し引きます。

#### ポイント!

- \* 課税売上割合を判定するために、個々の取引を課税、不課税、非課税、免税に区分する。
- \* 課税売上割合の判定に、不課税取引(課税対象外取引)は一切関係しない
- \* 課税売上割合が 95%以上と 95%未満では、仕入控除税額の計算方法が異なる。

### クイズに挑戦!

【第1問】 定期預金の利息を受け取った。

❖ 答 非課税売上げとなります。

【第2問】 土地・建物を譲渡した。

❖ 答 土地部分は非課税売上げ、建物部分は課税売上げになります。

【第3問】 株式の配当金を受け取った。

❖ 答 不課税取引になります。資産の譲渡等に係る対価には該当しません。

【第4問】 家賃を受け取った。

❖ 答 住宅用の物件に係る家賃であれば、非課税売上げになります。住宅用以外の場合 (事務所等) は課税売上げになります。

【第5問】 人材派遣会社に人材派遣料を支払った。

❖ 答 給与等の支払は課税仕入れとなりませんが、人材派遣会社への支払は課税仕入れとなります。

#### 最後に

『不課税！？ 非課税！？ そんなの関係ねえ～♪ そんなの関係ねえ～♪ オッパッピー』と言いたところですが、そうはいきませんね (笑) 不課税・非課税・免税と名前は似ていますが、内容は異なるものであることがわかりました。納付税額の計算にも影響しますので、しっかり区分しなければいけませんね!



# 労務管理&社会保険 ワンポイント・ナビ NO.2

今回は、平成19年10月から改正施行された改正雇用保険についてご説明します。  
 今まで、主にパートタイムで働く人が該当していた「短時間労働被保険者」の区分が廃止され、「一般被保険者」に一本化されます。また、基本手当の受給資格要件も変更されましたので、ご注意ください。  
 社会保険労務士 樋笠泰子



## ☹️ 「短時間労働被保険者」区分が廃止されました ☹️

今回の改正で、「短時間労働被保険者」即ち1週間の所定労働時間が同じ職場で働いている人より少なく、かつ20時間以上の人の区分が廃止され、被保険者の資格区分が「一般被保険者」に一本化されました。

区分の一本化に伴い、週所定労働時間の変更による「被保険者区分変更届」が廃止されましたが、その他の「資格取得届」や「資格喪失届」等事業主が行う手続きは基本的に変わりません。なお、「離職証明書」に賃金支払日数等を記入する際、原則12ヶ月+予備1ヶ月の13ヶ月分の記入が必要になりました。

## ☹️ 基本手当の受給資格要件が変更されました ☹️

以前「短時間労働被保険者」は、失業した時に支給される基本手当（いわゆる失業保険）の受給資格要件が「一般被保険者」と区別されていました。

今後は、被保険者区分に関係なく、基本手当を受給するためには、被保険者期間が12ヶ月以上（各月の賃金支払日数が11日以上）必要になります。

ただし、倒産・解雇等の理由で離職した人は、被保険者期間が6ヶ月以上（各月の賃金支払日数が11日以上）でOKです。

?? 被保険者期間の計算の仕方は ??

離職の日以前2年間に、1ヶ月の賃金支払日数が11日以上ある月を、「1ヶ月」として計算します。  
 倒産・解雇等の場合は、離職の日以前1年間に、賃金支払日数が11日以上ある月を「1ヶ月」として計算します。

従来基本手当は、6ヶ月以上（各月の賃金支払日数が14日以上）勤務していれば支給されていました。

しかし、10月1日からは、正社員・パートにかかわらず、自己都合により退職する場合は、1年以上勤務していないと受給資格が得られないのでご注意ください。

## ☹️ 教育訓練給付の要件・内容が変わりました ☹️

本来は、3年以上の被保険者期間が必要だった教育訓練給付の受給資格要件が、当分の間、初回に限り1年以上に緩和されます。また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率や上限額が一本化されました。平成19年10月1日以降に、指定講座を受講開始された人から対象となります。

(旧)	
被保険者期間3年以上5年未満	費用の20%支給（上限10万円）
被保険者期間5年以上	費用の40%支給（上限20万円）
	↓
(新)	被保険者期間3年以上 費用の20%支給（上限10万円）
	（初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）

## 😊 育児休業給付の給付率が暫定的に50%に 😊

「育児休業者職場復帰給付金」の給付率が、休業開始日賃金日額の10%から20%に変更され、「育児休業基本給付金」（給付率30%）と合わせて、育児休業給付の給付率が50%になりました。

?? 育児休業給付ってどんな給付 ??

まず、育児休業を取得した人に  
 休業開始日賃金日額の30%×育児休業した日数が「育児休業基本給付金」として支給されます。  
 その後、育児休業を終了し復帰した半年後に、  
 休業開始日賃金日額の20%×育児休業した日数が「育児休業者職場復帰給付金」として支給されます。

平成19年3月31日以降に職場復帰された人から、平成22年3月31日までに育児休業を開始した人が対象となります。また、平成19年10月1日以降に育児休業を開始した人から、育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。なお、雇用保険の改正の概要は、厚生労働省のHPでご覧いただけます。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/pdf/01.pdf>）



## Key of Success

# 第9回KS経営研究会

K S経営研究会は、A' ワーク創造館「開業支援講座（講師 林光行・幸）」修了生のみで構成されている会です。ネットワーク作りや発表会を通して、会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

第9回KS経営研究会は、タキヤ株式会社代表取締役の瀧川清統(きよと)さん(17期生)の発表です。関西圏に65店舗あるイオン・グループのドラッグストア「ウェルシア」のほうがおなじみでしょうか。人なつこい感じの優しい語り口調で、医薬業界の現状や課題などを、詳しくお話してくださいました。(河野けい子)

660-0804

尼崎市北大物町16番7号

<http://www.takiyaph.com/>



### □ プロフィール □

瀧川さんは、1962年生まれの末っ子で、ご両親が薬剤師、姉二人が医師、看護師だった奥様も結婚してから薬剤師になられ、ご本人も医師免許を取得されています。まさに医薬業ファミリーですね。当初は家業を継がなくていいということだったのですが、ご両親が不治の病のため1993年入社。1998年に専務のお母様が急逝されたら、後を追うように1年足らずで社長のお父様もお亡くなりになり、2000年に社長に就任されました。その時の決意は計り知れないものがあつたと思います。



### □ 医薬分業 □

世界的に見て医薬分業していなかったのは日本、韓国のみだったというお話には驚きました。西欧では13世紀からだそうですが、日本では古くから医師は薬剤師を兼ね、戦後も医薬分業が進展しませんでした。

今、薬局は単に薬を売るビジネスではなく、「生命と健康を守る医療機関である」とされ、医薬分業が急速に進んでいるそうです。調剤薬局を街のあちらこちらで見かけるようになったことも納得です。また、医師不足が話題になっていますが、薬剤師も不足しています。薬学教育6年制の改革により、2010年2011年に新卒薬剤師が消失する故の薬剤師不足が、医薬業界では今まで以上に深刻な問題となってくるとのことです。



健康を守る医療機関である」とされ、医薬分業が急速に進んでいるそうです。調剤薬局を街のあちらこちらで見かけるようになったことも納得です。

### □ タキヤ株式会社の歴史 □

タキヤ株式会社は、創業80年の歴史を持つ会社ですが先代社長亡き後の資金繰りは大変だったそうです。そして2000年にイオングループに参画。続いてドラッグクス株式会社と合併されました。合併した故の人間関係や内部統制のご苦労があつたかと思ひます。

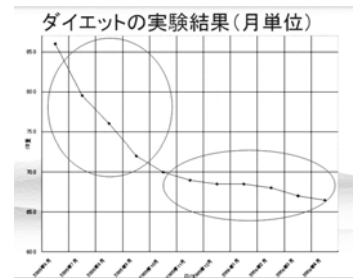
経営理念は、「私たちは医薬品・健康食品・化粧品・日用雑貨等の販売を通じて地域社会の人々に健康と美のアドバイザーとして奉仕する」です。

### □ 医薬品業界 □

業界再編はドラッグストア業界も例外ではなく、急速にM&Aが進んでいるというデータや事例を、グラフ、表を見ながら、わかりやすく説明してくださいました。また小さな店舗は淘汰され、150坪~300坪規模の店舗が増えていることも明らかでした。その中でイオンウェルシアストアーズは日本で一番大きなグループです。

### □ ブレイクタイムにダイエット成功談 □

ダイエットに1年かけて挑戦された結果、なんと22kg減ったそうです。食事療法と1日1時間6kmの早歩きという運動療が効いたそうですが、ご本人の意思の固さと、会社の調剤部門でエリア長をされている奥様の献身的な協力があつたからだと思ひます。



業界の変革はまだまだ続くでしょうが、生き残りをかけて、これからもご夫婦力を合わせて頑張ってください。

【第19期 開業支援講座】平成19年11月7日~12月12日 18:30~20:45 毎水曜日 全6回

- ☆ 特徴: ◇ 経営の「いろは」が学べること ◇ 光行&ゆきのライブであること
- ◇ お互いに意見やアイデアを出し合うことで戦略や構想がより深く明確になること
- ◇ これまでの経営を見直し、自信をもって経営していきたい方にもおすすめです。

☆ 受講料: 31,500円(教材費等含む) ☆ 講師: 林光行・林幸 ☆ 場所: 大阪駅前第2ビル

☆ お問い合わせは⇒ A' ワーク創造館 TEL 06-6562-0410 URL <http://www.adash.or.jp/>

# 「Qの会」で知ったこと

「Q」には「質問(クエスチョン)」という意味とともに「究(クエスト)」という意味があると、麻光行が命名しました。



## フィンランド「学力世界一」の秘密



( 税理士 林 幸 )

経済産業省が発表した「企業が求める人材像調査」によると、企業が強く求めているにもかかわらず、若手社員に不足が目立つ能力は、「主体性」「課題発見力」「計画力」「創造力」だそうです。今、日本では「学力低下」が叫ばれ、その原因は「ゆとり教育」にあると思っている人が多いのではないのでしょうか。一方、「学力も国際競争力も世界一」と注目されるフィンランド。フィンランドではどんな教育が行われているのでしょうか。

### ◆ 日本の学力は本当に低下したの？

OECD（経済協力開発機構）が実施した国際学力調査（15歳対象、以下PISA）の2004年12月の発表に対し、マスコミは一斉に「日本、読解力14位に転落！」等と報じ、当時の中山文科相も学力低下の傾向を認め、学習指導要綱の見直し、土曜授業再開、教員の指導力向上、全国学力調査などの改善策を表明しました。

ところが実際は、日本の成績自体は前回調査と差はなく、読解力以外は全て1位グループだったのです。「学力低下ありき」の対応だったと思われます。

### ◆ 「読解力」の問題はどんな問題？

PISAの読解力の問題は、例えば落書きについて、「頭にきている」という意見と「看板やポスターと同じで一種の芸術だ」という意見が示され、「どちらに賛成かを内容にふれながら自分なりの言葉を使って説明してください」というような自由記述式の問題です。

### ◆ PISAの出題の特徴は？

PISAの出題の半分は「知識と能力、経験をもとに、将来の実生活に関係する事柄にいかに対処するか」に関し、「自分で答を作り上げ、文章あるいは語句でそれを表現する自由記述式問題」だとのこと。

日本の子どもたちは、正解がある問題は強い一方、正解がなく自分なりの意見を問われる自由記述式問題が不得手で、圧倒的に無答率が高いのが特徴です。読解力以外の問題でも、物事を批判的全身的に捉え論理を積み重ねる能力が低いとされる結果となっています。

### ◆ フィンランドは「読解力」ダントツ世界一



一方、フィンランドは、全ての分野において最高位にあり、特に読解力ではダントツ世界一です。

### ◆ フィンランドの教育の特徴は？

「競争やめたら学力世界一」（福田誠治著）からフィンランドの教育の特徴を拾い出してみました。



総合制でどの段階でも選別しない基礎教育  
 教材費はもちろん、給食費や遠足等すべて無料  
 個人に合った支援が徹底  
 国家教育委員会は教育学の専門家 350 人で構成  
 教育行政は現場を支援する立場で柔軟であること  
 学校は実施方法等全てを決めることができる  
 16歳まで他人と比較するためのテストがない  
 教科書検定がなく、教科書は教師が自由選択  
 1クラス当たりの生徒数平均20人以下  
 16歳9年生で主要教科評定で進学校が決まるが、本人の希望で1年無料で補習教育を受けられる  
 大学入学まで、2、3年かけるのが普通  
 先生は授業さえすればよい  
 授業時間も校外・家庭学習時間も世界最少  
 先生はほぼ定年まで同一の学校に勤務  
 数年の修士課程で理論と実践を積む教師養成制度  
 先生に対する制度的な個人別評価が一切ない

日本の教育現場とあまりにも違っていませんか？

### ◆ 自由でゆったり伸び伸び授業風景

驚くのは、フィンランドの授業風景です。先生が前に立って教える一斉授業は語学等に限られており、何人かで机を囲むグループ学習がほとんど。教え合いっこする子、水を飲みに行く子、編み物をしたり、歩き回ったり、ソファで休んでいる子もいるそうです。他に迷惑をかけない限り、先生は注意しないそうです。

日本で、こういう授業を参観したとしたら「学級崩壊だ！」ということになるのではないのでしょうか。

**世界一の秘密 1 統合学級**

フィンランドは1985年になって、習熟度別編成授業をやめ、異質生徒集団方式(統合学級)に切り替えました。統合学級ということは、「できる子」も「できない子」も障害のある子も一緒ということです。

統合学級が「できない子」に最大の恩恵をもたらしたことは、PISAの読解力習熟度レベル5段階評価で1未満が1.1%(日本は前回の2.7%から7.4%に拡大)という結果が物語っています。「できない子」の底上げに成功したことが「学力世界一」の秘密です。

**世界一の秘密 2 落ちこぼしを作らない教育**

「教育というボートに乗った子どもは、一人たりとも落とせない」フィンランドの教育関係者がしばしば語る言葉だそうです。

問題を抱えた子どもには早い段階で、親、担任、そして学習困難を克服する教育方法についての専門的訓練を受けた資格のある特別支援教師の三者が協同して、それぞれの子どもに合った援助、例えば特別学級を作ったり、補習授業をしたり、特別支援教師がクラスの中で付き添ったり・・・etcがなされます。但しあくまで統合学級に戻るのが狙いです。ちなみに低学年で補習授業を受けた生徒は3割に達するそうです。

**世界一の秘密 3 自分たちでルールづくり**

新学期には、例えば「クラスの仲間が心地よく学習できるように」「お互い助けあがる」などの約束事をみんなで決めるそうです。「動き回りたくなったら『自分の集中できるようにする』」という約束事を決めることもあるそうです。授業中に編み物をする子はそういった子かも知れません。

**世界一の秘密 4 社会構成主義による学習概念**

ところで、フィンランドの教育は「社会構成主義的な学習概念」によっているそうです。

社会構成主義を私なりに理解すると、事物は、「人と関係なく客観的に存在する」(客観主義)のではなく、「人々の間の相互作用によって成立している」もので、各々が主体的に構成(構築)していくものだという事です。人の数だけ世界観があるとも言えます。

社会構成主義による教育では、教師は知識の伝達者ではなく、学び合う場を促進し、子どもたち自身が

一人一人違った理解を組み立てるよう手助けをする学びあう協力者だということです。「なるほど!」前記の授業風景が納得できました。



先生は、新聞・雑誌・ネット情報等、適切な情報を与え、やがて子供たち自身で良質な情報を得る方法を身につけていきます。教科書も先生の考えも情報のひとつです。だから教科書検定も不要だし、それぞれ考えが違うから競争も点数づけも不要なのです。

◆ 日本の「ゆとり教育」って何だったのか?

1996年の中央教育審議会の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」には、

これからの子どもたちに必要なもの(生きる力)は、いかに社会が変化しようとも、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動することなど、豊かな人間性である。

とあり、「生きる力」を育むために「ゆとり」が必要だとしたのです。そして、総合学習の時間ができました。

◆ 日本の教育の行方?

上記は、PISAが図った能力であり、「社会の一員として幸せに自立して生きる人間をつくる」「学び方を教える」というフィンランドの教育と同じです。

基礎教育とともにゆとり教育が必要だと思います。ゆとり教育実施には、学習観の転換、運営の研究と研修、先生の準備時間などが必要ですが、実際にはそのための人やお金が投入されず、受験勉強や修学旅行等行事に充てた中学校が多かったそうです。OECD諸国でGDP比最低レベルの教育予算も問題だと思います。

また不安感を煽るマスコミ報道や教育産業の広告に惑わされず、子供を信じ一人の人間として接する等、日本の大人たちが変わる必要があると思います。

シャイで寡黙、勤勉な国民性、資源が少ないフィンランド。かつては日本の教育制度を見習ったというフィンランドが、その後30数年にわたり、粘り強く教育改革を続けてきたのです。フィンランドに見習うべき点が多いのではないのでしょうか。



地球温暖化ってどんなこと？と問いかけると下の  
ような答えをよく聞きます。

石油などの化石燃料を燃焼することで大気中の二酸化炭素等の温室効果気体の濃度が上がり、地球全体がビニールハウスの中に入れられたような状態になり、大気の温度が上昇するという現象。その結果、「氷河や南極・北極の氷が溶けて海水面が上昇し、多くの陸地が水没する」「海流の流れが変わり、世界的な規模で異常気象が起こる」「海水面の温度上昇で熱帯低気圧が巨大化する」等の影響が出る。だから温暖化しないよう、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を削減し、森を守らなければならない。

この表現の中にはいくつかの誤解があります。

**誤解その1 地球温暖化は悪？**

「地球温暖化 = 環境破壊」というイメージでよく語られますが、本当にそうなのでしょうか？

地球の温度は、太陽から入ってくるエネルギーと、反射して出て行くエネルギーのバランスで成り立っています（ステファン・ボルツマンの法則）。これで、温度が決まるのです。これにアルベドと呼ばれる、入ってくる光の反射する率も勘案して計算すると、地球の表面温度はマイナス18 となります。しかし、実際の地球の平均気温は約15 ですので、計算より33 も高い温度となります。この33 が、CO<sub>2</sub> や H<sub>2</sub>O の温室効果による温度上昇分なのです。要は、温室効果がなければ地球は非常に寒い星になります。

ですから、私たちが生きていくためには温室効果は欠かせないのです。太古の地球では温暖期に今より2 ~ 3 気温が高かった時代もありました。

問題は温室効果の程度であり、あまりに進みすぎると今度は暑くなりすぎてしまうので、CO<sub>2</sub> のコントロールが必要なのです。

**誤解その2 北極の氷が溶けたら海水面が上昇する？**

温暖化で氷が溶けると、海水面が上昇すると言われていますが本当なのでしょうか？

ギリギリのところまで水が入った氷の浮いたコップを想像して下さい。この氷が溶けたらどうなるでしょうか。水はコップから溢れることはありません。

北極の氷はこの状態なのです。ですから溶けても海水面は上昇しません。

しかし、南極は違います。北極には陸地はありませんが、南極は大陸だからです。陸にあった氷が溶けて海中に流れ込めば、その分だけ水が増えます。つまり、地球温暖化による海水面の上昇は南極の気温が上がり氷が溶けてしまうことに一因があるのです。

だからといって、北極の氷が溶けてもいいという訳ではありません。最近では、陸地の役割を果たしていた北極の氷が溶け、クマが溺死したり、エサであるアザラシが捕れなくて死んでしまう事例が増えており、このままでは絶滅の可能性があります。このように、北極の氷が溶けることで、地球の生態系に大きな影響を与えているのです。

**誤解その3 森はCO<sub>2</sub>濃度を減少させる？**

森は、二酸化炭素を吸って酸素を吐き出します。これで、二酸化炭素の濃度は減少するのでしょうか？

これは、正しくもあり、誤ってもいる表現です。

植物が二酸化炭素を減少させ、酸素を作り出すのは、炭素（C）を体内に固定化し、酸素（O<sub>2</sub>）を放出しているからです。これは、植物が成長している間のことですが、倒木となって朽ち果てていく過程では、体内に固定していた炭素も放出し、二酸化炭素に戻ってしまうのです。

したがってCO<sub>2</sub>濃度を減少させるには森を守るだけでなく、さらに育てる必要があるのです。

**私の考える対応策**

この他にも、温暖化についてはいくつかの誤解があるはずですが、私は、正確に因果関係を理解した上で、次のような対応を取って行くべきだと考えます。

太陽、風力、熱核融合などの代替エネルギーの利用。生活習慣の見直し、車など様々な機械の効率化（ハイブリッド車など）などによる省エネ。

砂漠緑化、森の再生、さんご礁の再生、CO<sub>2</sub>の地中海中への固定化など更に多くの地域で取り組む。

これらの対策に、地球に住む住人全てで迅速かつ複合的に取り組んでいくことしか、地球温暖化の解決はないと思います。





# 2007年・秋の交流会

今回は、大阪港の湾内に位置する人工島舞洲へ。陶芸体験とバーベキュー、そして大阪市広報船『夢咲』でのベイエリア・クルーズでした。実はこの企画は、昨年の交流会（亀岡市のへき亭訪問）でのこと。ご参加くださった大阪港振興協会(本誌2頁参照)の方に、林 幸がこっそり打診。快諾(?)を得て、帰りのバスの中で発表。拍手喝采!!「1年間楽しみにしていたのよ」とおっしゃる参加者もおられました。(丸山 晃希)

## 粘土と格闘!

9月9日(日)午前  
10時、桜島駅集合。

お洒落なたたずまいの建物「ロッジ舞洲」へ。

開会の挨拶と自己紹介を行い、陶芸教室が始まりました。「舞洲陶芸館」の先生による手びねりのやり方をグループに分かれて見学。今回は難波津焼を体験すること。難波津焼は、大阪湾の海底粘土をもとに開発されたもので、鉄分の含有量が多く、焼成されると褐色系から黒色に発色するのが特徴です。



第1工程は、ろくろに丸めた粘土を置き、手のひらで叩いて伸ばし土台を作ります。第2工程は、細長く粘土を伸ばし、何度も土台

に積み上げていきます。この積み上げる作業が難しいんです。なかなか粘土がなじまずに悪戦苦闘。それでも、コップ、花瓶、小鉢等、みんな様々な目標に向かって取り組みました。その表情は、普段は見せない真剣な眼差しで(笑)、思わず熱中してしまう陶芸に魅力を感じました。必死に作っただけに1ヶ月半後の出来上がりも楽しみ倍増です。~~~~~

## 夏より熱い? バーベキュー & ゲーム大会

次は、バーベキュー会場へ。外で行うため、日差しがきつく、かなりの暑さ。こんな日はビールが最高! 肉との相性はバツグンです。バーベキューを楽しみつつ、林事務所恒例?のゲーム大会が始まりました。



題して「ジェスチャーゲーム」1グループ6人に分かれ、1人がお題に合ったジェスチャーを行い、他の5人がお題を答え、

2分間で何問答えられるのかを競います。これが予想以上にみんなうまい! ゲームが進むとどんどん盛り上がり、始まる前に円陣を組んで気合いを入れるグループも。子供も大人も一丸となってゲームに取り組み、そこには一体感が生まれていました。爆笑につく爆笑でジェスチャーゲームが終了し、優勝グループには素敵なプレゼントが贈られました。夏の暑さもゲーム大会の熱さにはかなわない! ? ~~~~~

## 待望の大阪湾クルーズ

ゲーム大会の熱もお酒も冷めやらぬまま大阪市広報船『夢

咲』が停泊しているところまで、ほろ酔い気分で潮の香りに誘われながら到着。

『夢咲』の中に入った瞬間、真ん中にある巨大な会議用テーブルが目の前に広がり、まるでホテルの中にいるような高級感が漂っていました。マリンガイドさんの説明のもと、出発進行!!

突如現れたのが大阪市環境局舞洲工場。奇抜なデザインがみんなの目を釘付けに。外国の芸術家が設計されたそうです。続いて見えてきたのがコンテナ埠頭やライナー埠頭。コンテナを見るとなぜだか映画や刑事ドラマを思い出します。WTC や海の時空館、野鳥園を船から見れて感動し、フェリーターミナルの巨大フェリーに興奮。あまりの居心地のよさに、このまま家まで乗って行きたいという声も(笑)

『夢咲』の前で記念撮影を終え、楽しい一日が幕を閉じました。参加して頂いた皆様、企画して下さいました大阪港振興協会の皆様ありがとうございました。



# 読者の皆様からのお便り

「ああ生きている」感動ですね。「生かされている」こと有難いことです。 田中 国夫・由子 様

いつも思いやりが伝わってくる内容で、新たなやる気を起こさせてくれます。今回は、特に奈良ロイヤルホテルのお話に感動しました。経営が破綻すると不安ばかりが先に立ち、なかなか必要な行動が取れなくなるものです。工夫を重ねながら粘り強く頑張った皆さんの姿は、きっと他の人々に参考になると思います。

弁護士・公認会計士 大神 深雪 様

中味の濃い内容で、大変勉強になります。会計事務所であるのに、数字だけでなく、課題解決に取り組んでおられる事、社内外のコミュニケーションを大事にされておる事に敬服いたします。前田さんが活躍されていることに、大変心強く嬉しく感じました。

中小企業診断士 入江 廣 様

「ああ生きている」と「Qの会」の「障害者自立支援法」を読み、どきりとしました。(福)日本ライトハウスで就職支援の仕事を始めたからだと思います。

「宇宙が味方する経営」著者伊藤忠彦氏に習い「宇宙が味方する社会保険労務士」をめざしたいと思います。

社会保険労務士 松井 浩一 様

## ウェルズレーベリ-賞受賞おめでとうでございます。

ハンセン病の苦難を乗り越え、社会に感動を与えた人を称える英国のウェルズレーベリ-賞を受賞された近藤宏一さんのスイスでの授与式スピーチをご紹介します。近藤さんに初めてお会いしたのは19歳のとき。私の足音だけで「ゆきちゃん」と声をかけられびっくり。目の見えない近藤さんがどれだけ研ぎ澄まされた人生を歩んでおられるのかとお会いする度感服します。本当に本当におめでとうでございます。(林 ゆき)



毎回、巻頭言には、光行先生の熱い思いが伝わってくるようで、私の元気の源です。また、会社法の改正や税制改正などわかりやすく解説して頂き、仕事でも助かっています。

公認会計士 板戸 史朗 様

林事務所の見事なスタッフ御一同のチームワークのよさがまとまった一つの成果だと感じています。「『シェアリング』は共有すること、分かち合うことを意味しています」と表題にも掲げられている通り、クライアントにも大いに共感を持って頂けるように思います。

税理士 吉田 久寛 様

長島にも大変めでたい話が舞い込んできました。療友の近藤宏一さんがウェルズレーベリ-賞の受賞者に選ばれました。最近の近藤さんの活動ぶりを見ると至極当然のように思います。重度の後遺症を抱え、高年齢にも係らずハンセン病の啓発に力をそそいでいる姿は人々に勇気と感動を与えるものと思います。

長島愛生園 神谷 文義 様

この他、沢山の皆様からお便りを頂きました。本当に有難うございました。(編集部)

私が生きがいを求め、音楽を始めたのは今から50年も前でした。想いを同じくする仲間たちとハーモニカバンド「青い鳥楽団」を結成し、演奏活動を始めました。最初は知識も楽器も無く、点字で書かれた楽譜を読むことから始めました。指先の感覚はマヒしているため点字は舌先で読み、一生懸命ハーモニカの勉強をしました。苦労は沢山ありましたが、障害を乗り越えるたび大きな喜びとして私達に返ってきました。しばらくすると、大阪や東京など園外からも公演の依頼が舞い込むようになりました。生きる事に絶望し、部屋の隅で小さくなっていた仲間たちが実に堂々と、素晴らしい演奏を行いました。あの頃若かった団員も一人、二人減り、多くが亡くなってしまいました。今は講演で一人きりでハーモニカを演奏します。しかし、私の後ろには確かにあの時、一緒に笑い、泣き、ケンカした多くの仲間が見守ってくれている気がします。そして、今回、この様な素晴らしい賞を頂く事ができました。社会的に何一つ報われること無く亡くなっていった多くの仲間達、今なお園内の納骨堂で眠っている仲間達、彼らが初めて世界で認められたのです。彼らも本当に喜んでくれていると思います。ハーモニカは私の人生を素晴らしいものにしてくれました。(近藤宏一さんの授与式スピーチより抜粋)



# Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~

## ANAセミナーを受講して



□ANAは一言で言えば充実した体験。同世代の方から息子より若い方まで、同じ立場で参加し悩みを分かち合い、泣いたり笑ったりしながら、お互いが理解し合う「場」に参加できたことは初めての貴重な体験。この研修で自分の人生を振り返ることができました。楽しいこと、辛いこと、さまざまな出来事がありましたが、今は良くも悪くも、私のかげがえのない人生として、そのまま受け入れることができます。両親はじめ私とこれまでに関わってくださった皆様に感謝！

今年60才になって、仕事面で又家庭面でこれまでに経験したことの無い試練の只中にありますが、これから先の残された人生を日々悔い無く生活していきたいです。「自分に素直になる」「生き活きと生きる」ことで明るく楽しい老後が開けてくる予感がします。

山谷 隆男 様

□今まで「なぜ彼氏や家族、友人と上手に付き合っていけないのだろう」とよく悩んだのですが、ANAで自分自身を見つめ直すうちに「人から愛をもらうことを望むばかりで、その人のことを愛せていなかったのではないか」と気付きました。心のどこかで「100%信頼しても、いつか裏切られるのでは・・・」と恐かったのです。傷つくのが嫌で、逃げてばかりいた私…。今、気付くことができ本当によかったです。

これからは、彼氏、家族、友人と一生懸命向き合っていけるように努力していきたいと思います。どうしても楽な方に流されそうになりますが、その都度、止まって、観て、気付いていきたいと思います。

3日間、本当にありがとうございました。心がスッキリし、自分を認める勇気ももらえました。また、何でも話せる仲間に出会えて本当に嬉しいです。

洲崎 愛海 様

□若い頃から、育った生活環境の中で、人前で自分の意見をはっきり言ったり、心の思いを人に伝えることが非常に苦手で、独りが楽でした。

ANAセミナーに参加させてもらうことにより、苦手意識は観念であり、本当の自分は、人と会話するのが“いけんのんちゃうか”と思えるようになり、楽しくなりました。

これからは、もっともっと心の思いを人々に伝えていきたいと思います。また、あまり友達がいなかった私に、最大級の友が得られたことに感謝いたします。ありがとうございました。

西村 元志 様

□ANAセミナーに参加するまでは、自分の気持ちは、自分が切りかえない限り、何をしても意味はないと思い込んでいました。でも、「私は私なんだ」という考えから何をするでもなく、周囲のせいばかりにして、結局は自分がしんどくなっていくばかりでした。

セミナーに参加し、初めはよく分からなかったのですが、実習を通して「私はこんなにも話を聞いて欲しかったんだ、泣き虫だったんだ」ということを知り、とても満たされた気持ちになりました。今まで人の話は聞きたくなかったのですが「聞きたい、知りたい」と思うようになり、自分が愛されていることを理解できました。あれだけ嫌だった仕事、人が大好きになりました。毎日がすごく楽しく充実した日々を送っています。これもANAセミナーで、自分を見つめ直すきっかけをもらったお蔭です。

セミナーで学んだことを忘れず、この先の長い人生をエンジョイしていきます。本当にありがとうございました。

清水 久美 様

**Awareness for New Actions** アナ ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~

◇2007年11月ANA◇  
 日程：11月2日(金)・3日(祝)・4日(日)  
 会場：林事務所セミナールーム  
 費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2008年2月ANA◇  
 日程：2月9日(土)・10日(日)・11日(祝)  
 → お問い合わせは林事務所  
 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第60回経営倶楽部のご案内

度重なる法改正の末、難解で複雑怪奇な仕組みになってしまった年金制度。今回は、「年金記録確認滋賀地方第三者委員会」の委員を務めて

おられます物江和子先生に、現行制度に至るまでの概要についてご講演頂き、第三者委員会でのお話を交えながら、なぜ「消えた年金記録」等の問題が起きたのか、将来私達の年金はどうなるのかについて一緒に学びたいと思います。また、前半では弊事務所社会保険労務士 樋笠泰子が現行の年金制度についてご説明させていただきます。

ぜひ皆様お誘い合わせの上、お越しくさいますようご案内申し上げます。

□ テーマ 「なぜ年金記録が消えたのか？」～年金記録第三者委員会の現場からご報告～

□ 講師 モノエ社会保険労務士事務所・所長 社会保険労務士 物江和子先生  
公認会計士・税理士林光行事務所 社会保険労務士 樋笠泰子

□ 日時 平成19年10月20日(土) 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～

□ 場所 たかつガーデン (近鉄上本町駅 徒歩3分 地下鉄谷町9丁目 徒歩7分 TEL:06-6768-3911)

□ 会費 講演会 5,000円 懇親会 4,000円 懇親会会場:志な乃亭 上六店 (TEL:06-6762-6167)

◆第61回経営倶楽部 ⇒ 平成20年2月16日(土) 午後1時30分～ 詳細は1月中頃HPをご覧ください

▶▶▶ お問い合わせは…TEL 06-6772-7746 E-mail: [higasa@share.gr.jp](mailto:higasa@share.gr.jp) (担当:樋笠) まで



▽▲第3回 社会福祉会計簿記認定試験が開催されます！▽▲

第3回認定試験は、平成19年11月11日(日)に開催されます。今回からは、初級・中級・上級が実施されますが、上級の内容は「簿記会計」と「財務管理」から構成され、これで社会福祉法人の経営を判断するための基礎的なツールがひと通り出揃う形になります。「財務管理」のテキストは、NPO福祉総合評価機構のホームページにアップされていますので、受験生は試験範囲をしっかりと学習して試験に臨んで下さい。

☆「NPO福祉総合評価機構」のホームページ (<http://www.fukushi-hyouka.net/>)

アンテナソリューションB/Kに会員登録しました。

「アンテナソリューションB/K」とは、会計事務所が仲介役となって、顧問先様の経営課題を解決するための情報やサービスを紹介させていただくというシステムです。林事務所が顧問先様とソリューション提供カンパニーの間に入り契約の橋渡しを行います。お気軽にお問い合わせ下さい。なお、解決事例などが紹介されているビジネス情報誌『HOT情熱主義』(隔月号)を発行しています。ご希望の方は、無料でお送りさせていただきます。(先着30名様)

「アンテナソリューションB/K」とは、

《 お役立ち 解決事例 》

- ◇コスト削減
- ◇ペーパーレス化
- ◇人材紹介&人材育成
- ◇DM代行&業務支援
- ◇不動産有効活用
- ◇IT支援 ◇M&A

編集後記

☆光行(林)の同期生。「なあ可愛いやろ」と差し出す携帯電話に孫の画像。見れば黒目ぱっちり利発そうな女の子。「この子にな、何でもさせたろ思てんねん。どんな可能性があるかわかれへんやろ?」「何と“親ばか(いえ「爺ばか」?)”せいぜい嫌われんようにね」と密かに私。でもどうも「子供にはもっとこうしてやったらよかった…」とってしまうようです。私自身、子供達に「幸せに生きていいのよ」「欲しいものを欲しいと言っていいのよ」、そして「幸せに生きるため勉強しいな」と、もっと言ってやれたらよかったのに思っています。それは子供の頃の自分についても思うことです。

☆先日、長女が12時間の陣痛を経て無事元気な男の子を出産しました。生まれる直前、「あの、赤ん坊だった子が…」と自然と手が合わさります。産声を聞いた瞬間、「ほんまにようがんばったな～」と思うと同時に「赤ちゃんもこんな試練(?)を経て生まれてくるんやあ…子供は皆こうして生きる力をしっかり持って生まれてくるんだ!」と心が震えました。そして思い出したのです。長女が生まれたとき「人の人生に立ち会える喜び。歴史と時空間を共にできる幸せ…」を思っていたことを。今、見るたび可愛くなる赤ん坊の携帯電話の画像を見ては、何故だか、どきどきしてしまう私がいいます。(林 幸)

☆ シェアリングレターに関するご意見、ご感想、あるいは日頃感じておられることなど、どしどしお寄せください。 ⇒ [info@share.gr.jp](mailto:info@share.gr.jp)

☆ 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットヒル  
Tel:06-6772-7770 Fax:06-6772-7740 URL: [www.share.gr.jp](http://www.share.gr.jp)

☆ 購読料をカンパして頂ける方は ⇒ 口座番号 00950-3-14499

林光行事務所の郵便振替までお願い致します。



公認会計士 税理士 林 光行事務所  
公認会計士・税理士 林 光行  
税理士 林 幸  
中小企業診断士 前田 有太可  
税理士 古田 茂己  
税理士 橋本 雅世  
社会保険労務士 樋笠 泰子